

妊娠・出産でもらえる＆戻ってお金 \ 専業主婦編 / 手続きチェックリスト完全保存版



妊娠・出産でかかる医療費は、きちんと公的制度を知り手続きをすれば「もらえるお金・戻ってお金」がたくさんあります。お金が「もらえる・戻る」ために一番大切なことは、どれも自ら申請するということ。ママの働き方によっても手続きが異なるため、ここでは「職場復帰・出産退職・専業主婦」の3つにわけ、ママ別にダンドリの流れを紹介します。まずは自分がどのママにあたるのかを確認して、うっかり申請もれがないように必要な手続きをチェックしていきましょう。

妊娠
判明

妊娠届提出（母子手帳・妊婦検診費の補助券の交付）

妊娠が判明したらすぐに役所へ「妊娠届」を提出します。ここで「母子手帳」「妊婦検診費の補助券」が交付されます。手続き方法については事前に役所へ確認しましょう。

出産育児一時金「直接支払制度」が利用できるか産院へ確認

利用できる産院の場合 直接支払制度の手続きを産院で行う。

利用できない産院の場合 加入の健康保険で産後申請用の書類をもらい入院時に持っていく。出産費用も準備しましょう。

医療費領収書（家族全員分）を集めておく

確定申告の「医療費控除」のため、家族全員分の領収書を集めておきます。通院のための交通費（公共機関）も対象となりますので、細かくメモしておきましょう。

赤ちゃんの名前を考える

！トラブルなどで入院した時

高額療養費の申請

妊娠・出産のトラブルで1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超過分は健康保険が負担してくれる制度です。限度額を超えそうな時は、「限度額適用認定証」をもらっておくと、窓口で支払う額をあらかじめ限度額内に抑えることができます。事後申請も可能です。

出産

入院費支払い・出産育児一時金の差額精算

「直接支払制度」利用できる産院の場合 【50万円を上回る場合】超過分を産院へ直接支払
【50万円を下回る場合】差額分を加入の健康保険へ申請（差額が返金される）

「直接支払制度」利用できない産院の場合 入院費用全額を産院へ直接支払い、加入の健康保険へ申請書を提出（後日50万円振り込まれる）

出生届提出

赤ちゃんが生まれてから14日以内に提出。

児童手当申請

赤ちゃんが生まれた翌日から15日以内に申請。出生届の提出と同時に申請を行きましょう。

赤ちゃんの健康保険加入申請

出生届を提出したら、できるだけ早く加入手続きを！国民健康保険の場合は、出生届の提出と同時に申請を行きましょう。

乳幼児医療費助成の申請

健康保険に加入したら、できるだけ早く役所へ申請を！保険証が届く前でも手続きできる自治体もあるので確認しましょう。

加入している医療保険や生命保険の申請

手術や入院保障をしっかりと確認し、該当する場合は申請をしましょう。

年明け

確定申告（医療費控除）

12/31までの医療費（家族全員分）合計が10万円を超えた場合は必ず申告しましょう。

